

奄美市屋仁川駐車場 回答書

公募要項等に関する質問・意見書①

(種 別)	質問
(ページ)	指定管理 仕様書 P 1
(項 目)	1 施設の運営 (2) 職員の配置
(質 問)	機械を導入したコイン式パーキングでの公募は可能でしょうか？
(回 答)	指定管理仕様書 1.施設の運営、(2) 職員の配置において、「イ 駐車料金の徴収・管理等を行う職員を常時配置すること」としています。指定管理仕様書のとおり、職員の配置等を考慮した事業計画書を提案してください。

公募要項等に関する質問・意見書②

(種 別)	質問
(ページ)	資料 2
(項 目)	定期駐車台数
(質 問)	・ 現行37台の昼間定期駐車が契約しているとのことですが、契約の継続は必要ですか？ ・ 契約の継続は確定していますか？ ・ 定期駐車の数を増やすことは可能でしょうか？
(回 答)	・ 37台の契約者は、単年度契約更新になりますが、今後も継続希望の契約者となります。指定管理仕様書 (4) 利用調整のとおり、管理者の変更により利用者が不利益を被らないよう、現契約者の利用を考慮した運営をしていただきたいと思います。 ・ 定期台数については、指定管理者決定後の協定書で定めており、運営に支障がない範囲で増減することも可能です。

公募要項等に関する質問・意見書③

(種 別)	質問
(ページ)	資料 2
(項 目)	駐車料金
(質 問)	時間貸料金が現在30分100円となっていますが、料金改定 (増) は可能でしょうか？可能な場合、上限等がありますか？
(回 答)	駐車料金につきましては、「奄美市駐車場条例」において、昼間制は駐車時間 1 時間につき220円、夜間制は通用時間につき660円の上限が定められております。この金額の範囲内での設定が可能となっております。

奄美市屋仁川駐車場 回答書

公募要項等に関する質問・意見書④

(種 別)	質問
(ページ)	指定管理仕様書 P 4
(項 目)	4 供用時間及び駐車料金 (1) 駐車料金、駐車券、回数券等及び供用時間等は提案内容に沿って市と協議の上定めるものとする。
(質 問)	公募説明会において、駐車料金は条例に記載の額を上限とすると説明がありましたが、この内容は上記の内容と一致しないのではないのでしょうか？
(回 答)	駐車料金のご提案は、仕様書 P 2 「2 維持管理 (2) 遵守すべき規定等」に明記しているとおり、本市駐車場条例が定める範囲内に限られます。 ご指摘の文言は、条例に定める範囲内でのご提案を受け付け、協議の上で決定するという趣旨であり、条例の枠組みを超える提案を認めるものではありません。

公募要項等に関する質問・意見書⑤

(種 別)	質問
(ページ)	指定管理仕様書 P 1
(項 目)	1 施設の運営 (1) 基本的な考え方 ウ 特定の個人や団体に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。
(質 問)	近隣駐車場と比較して安価な料金である当該駐車場の現契約者は、駐車料金において有利な状態となっているのではないのでしょうか？ (公募説明会での質問事項) 前回の質問回答書②において、「現契約者の利用を考慮した運営をしていただきたい」とありますが、現契約者の継続を優先するというのでしょうか？
(回 答)	駐車料金につきましては、昨年度、周辺駐車場の料金調査を行い、民間駐車場と比較して著しく低料金とは言えないと判断し、現行の金額としているところです。 また、全日制・夜間制の定期貸駐車料金につきましては、条例の範囲内で指定管理事業者が設定した金額となっております。なお、上限額は下記のとおりです。 全日制上限額：28,600円 夜間制上限額：6,600円 (公募説明会での質問回答) 「現契約者の利用を考慮した運営」についてですが、本公募において、現契約者の契約継続を必須要件（義務）とはしておりません。現在の契約はすべて令和9年3月31日をもって期間満了（単年度契約）となります。 市から提示した「現契約者への配慮」の趣旨は、長年当該駐車場を利用されている市民が多数いるという「現在の利用実態」の情報提供であり、新事業者様に対して特定の個人との契約継続を強制するものではありません。 令和9年4月1日以降の契約の継続可否、料金設定をはじめとする具体的な運営手法については、仕様書および条例の範囲内において、事業者様からの提案に委ねるものとします。